

災害時における手話通訳活動による 聴覚障害者の支援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人江戸川ろう者協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での手話通訳活動による聴覚障害者の支援のために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所、福祉避難所等をいう。
- （3）聴覚障害者 ろう者、難聴者及び中途失聴者その他手話を必要とする人をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- （1）避難所等での手話通訳活動を行う人員の派遣
- （2）避難所等での手話通訳活動による聴覚障害者の情報保障を図るための支援
- （3）その他甲が必要と認める業務

2 乙は、甲の要請があった場合には、特別な理由がない限り協力するものとする。

3 第1項第1号及び第2号の規定により手話通訳活動を行う避難所等は、甲と乙の協議により定めた施設に限ることとする。

4 第1項の要請は、江戸川区福祉部から乙に対して、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（活動業務の報告）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づき甲の要請に協力したときは、業務完了後速やかに甲に対して報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条に規定する甲の要請により乙が実施した業務に要した次に掲げる費用を負担するものとする。ただし、費用の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- （1）手話通訳活動業務に要した費用
- （2）その他甲が負担すべき費用

2 第1項第1号及び第2号の費用負担は、第3条第3項により定めた施設での業務に要したものに限ることとする。

3 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に請求書（第3号様式）により請求するものとする。

4 甲は、前項の規定に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。
（損害補償）

第6条 甲は、本協定に基づき支援に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）の規定に基づき、補償するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、業務上知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。本協定の満了後についても、また同様とする。

（連絡体制・手段）

第8条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（防災訓練等への協力）

第9条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、江戸川区地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による協定解除の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（細目協定）

第11条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は2通作成し、甲と乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区船堀四丁目1番1号
一般社団法人江戸川ろう者協会
理事長 佐野 敏勝